

施行日(令和8年10月1日)・指針(対策内容等の詳細)決定に伴う

続・カスハラ対策義務化等

無 料

対応緊急無料説明会

WEB
開催

主 催 愛知県下各労働基準協会

愛知・名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

ハラスメント等を原因とする精神障害の労災保険の請求、支給決定件数が急増しており、令和7年6月4日に改正労働施策総合推進法が成立し、新たにカスハラへの対策等が企業の義務となり、令和8年中の施行が予定されておりました。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、改正の内容とカスハラ等の対策を総合的に考える、「カスハラ対策義務化等対応緊急無料説明会」を令和7年11月18日に開催し、多くの方にご参加いただきました。

その後、施行日が令和8年10月1日と定められ、令和7年11月17日に素案が公表された「職場におけるカスタマーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針(ガイドライン)」は、最終内容が令和8年2月に公表される予定となっております。この指針には、カスハラ

の定義から企業が行うべき対策まで詳細が記されております。この指針には、カスハラ

そこで、この指針の解説を中心とした「続 カスハラ対策義務化等対応緊急無料説明会」を、インターネット視聴方式にて無料開催します。施行日が近づいているカスハラ対策の構築に向け、ぜひとも多くの皆様にご視聴いただきますようご案内申し上げます。



BtoB(企業間取引)カスハラ

続・緊急無料説明会の内容

受講方式 : インターネット受講 (オンデマンド方式です)

視聴開始時期: 令和8年3月中旬頃

指針が公表され次第、講演を録画し配信します。

視聴時間 : 約90分間 を予定しております 会 費: 無 料

内 容 : 1. 職場におけるカスタマーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針について 講師 愛知労働局雇用環境・均等部 担当官

2. カスハラを含むハラスメント防止のための労働基準協会の活動について

愛知県下各労働基準協会 職員



BtoC(対一般消費者等)カスハラ

カスハラ指針の概要

1. 指針の目的
2. カスタマーハラスメントの定義
3. 事業主等の責務
4. 雇用管理上次の措置
 - (1)事業主の方針等の明確化、その周知・啓発
 - (2)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - (3)カスハラ事後の迅速かつ適切な対応
 - (4)対応実効性確保のために必要な抑止措置
 - (5)その他の措置
5. 他の事業主の講ずる雇用管理上の措置の実施協力
6. 事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関し行うことが望ましい取組の内容
7. 事業主が職場において行われる自らの雇用する労働者以外の者に対する顧客等の言動に関し行うことが望ましい取組の内容

インターネット受講について

- ・講演の録画終了後(3月中旬頃の予定)にご連絡するパスワードにてご視聴が可能です。
- ・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。
- ・視聴可能期間は10日間です。

当説明会のお申込はこちら
からでも可能です→
(名北協会ホームページ)



申 込 要 領		下記申込書を管轄協会までお送りいただくか、上記QRコードから名北協会ホームページよりお申込みください。折返し開催案内をお送りいたします。			
名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区	
(公 社)愛知労働基準協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の区域	
(一 社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
(一 社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区	
名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1丁目11-6 フジ神宮ビル8階	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡	
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市	
(一 社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
(一 社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市	

続・カスハラ対策義務化等対応緊急無料説明会 申込書(コピー可) 申込日 年 月 日

申込協会	労働基準協会	※会員番号				
事業場名		TEL	()	-		
		FAX	()	-		
所在地	〒	E-mail				
申込者	氏 名	所属部署・職名	氏 名	所属部署・職名		
受講案内送付先	受講者・担当者 (部署名) 様					

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた説明会の参加者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。